



2025年2月12日

各 位

会 社 名 ヤマハ発動機株式会社
代表者名 取締役会長 兼
代表取締役社長 渡部 克明
(証券コード 7272 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 倉辺 祐子
(TEL. 0538-37-0134)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2025年3月25日開催予定の第90期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第15条を変更するものであります。
- (2) 取締役の員数を実態に合わせた適正な員数とするため、現行定款第20条を変更し、取締役の員数を15名以内から12名以内に減少させるものであります。
- (3) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけではなく、取締役以外からも社長を選出できるよう、現行定款第22条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2025年3月25日 (火) |
| 定款変更の効力発生日 | 2025年3月25日 (火) |

以上

(下線は変更部分であります。)

| 原稿定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>基き取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、<u>予め取締役会の定めた順序</u>に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> | <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>基づき予め定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>当該取締役</u>に事故あるときは、<u>予め取締役会の定めた順序</u>に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> |
| <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> | <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。</u></p> | <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(削除)</p> |